

受	新規—
付	更新—

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知登録申込書

年 月 日

（宛先）古賀市長

申込をする人①	住所			
	氏名			
	電話番号	—	—	申込者の区分 1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人

古賀市住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度実施要綱第4条に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する人（住民票の写し等に記載のある人）	住所	<input type="checkbox"/> ①の住所と同じ 〒 —			
	氏名	カガナ			
	生年月日	年	月	日	性別 男・女
	本籍				
筆頭者		電話番号	—	—	

◆本籍地が古賀市以外の方は本籍及び筆頭者の記入は不要です。

◆法定代理人が申込みを行う場合は、下記の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人			
住所				
氏名	カガナ		電話番号	—

注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

<受付印>

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証など）
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本など）
- あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類（コピー可））

注3 裏面に記載してある注意事項をよくお読みください。

※担当課記入欄

確認欄

確認欄

確認書類 本人等	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人		登録台帳	・①	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）			・②	
入力システム等	・住基		文書発送	・登録済通知発送	
	・戸籍（ <input type="checkbox"/> 登録対象外）				

(裏)

注意事項

- 1 この申込書により申込みをし、登録をされた方には、その住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

※1 住民票の写し等とは、住民票（除票及び改製されたものを含む。）の写し及び住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人その他の本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人、その配偶者、本人と同じ戸籍に記載されている方又は本人の直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等の第三者交付に関する通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの）を送付します。
- 3 通知書は登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象となりません。
- 4 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先などに変更が生じた場合は届出が必要です。
- 5 未成年者の登録を法定代理人が行った場合は、登録された方が成年に達する日の前日まで有効です。継続して登録を希望される場合は、本人からの申請が必要です。
- 6 登録された方が死亡したときや居所不明により住民票が消除されたとき、国外に転出されたときその他市長が特に必要と認めたときは、職権により登録を抹消します。
- 7 この登録は届出により廃止することができます。